

医療法人等に係る所得金額の計算書 記載の手引

1 この計算書の用途等

(1) この計算書の用途

①医療法人（公益法人及び人格のない社団等で医療保健業を行うものを含みます。）又は②医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（以下①、②を「医療法人等」といいます。）が、法人の事業税の確定申告及びこれに係る修正申告書を提出する場合に、この計算書を添付してください。

ただし、次の法人は添付を要しません。

- 主たる病院・診療所等が他の都道府県にある医療法人等
- 医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人が行う医療保健業（同法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる附帯業務として行うもの及び同項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）のみを行う医療法人
- 法人税の申告において租税特別措置法第67条第1項及び同法第68条の99の規定（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける医療法人（以下「特例適用法人」といいます。）

なお、特例適用法人は、「所得金額に関する計算書（地方税法施行規則第6号様式別表5）」（以下「第6号様式別表5」といいます。）の「備考」欄にその旨を記載するとともに法人税法施行規則別表十（七）を添えて提出してください。

(2) 添付書類

この計算書（「**医療法人等に係る所得金額の計算書（第3号様式）**」）を提出する場合に、次に掲げる資料を併せて添付してください。

ア 第6号様式別表5

イ 法人税法施行規則別表四（以下「法人税別表四」といいます。）

ウ 決算報告書（貸借対照表、損益計算書）

エ 雑益及び雑損失等の内訳書

※ 法人税の申告をe-Taxで行い、イ・ウ・エがe-Taxを利用して提出されている場合には、添付を省略することができます。

2 「医療法人等に係る所得金額の計算書（本表）」の記載のしかた

<p>「総所得金額(1)」欄</p>	<p>第6号様式別表5の「再仮計」欄の金額を記載してください。 なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に▲印を付して記載してください。</p>
<p>「医療保健業の所得金額(2)」欄</p>	<p>次の「その他の事業の所得金額(3)」欄及び「土地譲渡益等(4)」欄に記載すべき金額がある場合、総所得金額から(3)及び(4)欄の金額を控除して算出した金額を記載してください。</p>
<p>「その他の事業の所得金額(3)欄」</p>	<p>医療保健業とその他の事業とを併せて行っている場合、次の点に留意して記載してください。</p> <p>ア 区分計算の方法 総所得金額をそれぞれの事業ごとに区分して算定します。それぞれの事業ごとの所得金額又は欠損金額は「(2)」欄及び「(3)」欄に記載してください。</p> <p>イ 共通損益金のあん分 区分困難な共通損益金は、それぞれ事業の売上金額等最も妥当と認められる基準（売上総利益の額、専属経費の額等）によってあん分します。</p> <p>(注) その他の事業が軽微なもの 軽微なものとは、社会通念上医療保健業とは別に独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、医療保健業の付帯事業として行われていると認められるものをいいます。この場合、その他の事業の収入金額を「計算の基礎とする収入金額の計算書（付表）」（以下「付表」といいます。）の「その他の事業の収入金額」欄に記載してください。</p>
<p>「土地譲渡益等(4)」欄</p>	<p>総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した「土地譲渡益等」がある場合には、次により「土地譲渡益等(4)」の金額を算定してください。</p> <p>土地譲渡益等(4)＝土地の譲渡収入－（取得費及び譲渡費用）</p> <p>原則として、土地譲渡益又は譲渡損の計算は、租税特別措置法の土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算方法に従って計算します。</p> <p>贈与、寄付金、受贈益及び寄贈等の収入がある場合、軽微なものを除き、土地譲渡益等と同様の取扱いをします。</p> <p>なお、法人税法及び租税特別措置法の規定に基づき損金の額に算入した部分の金額（圧縮損等）は、土地譲渡益等の計算上損金に計上します。</p>

社会 保 険 分 の 所 得 の 計 算	計算の基 礎とする	(5) 欄	付表の(ア)欄の金額を移記してください。
	収入金額	(6) 欄	付表の(エ)欄の金額を移記してください。
	社会保険 分の所得 金額	(7) 欄	「(1)」欄又は「(2)」欄の金額を「(6)」欄の金額で除して得た金額に「(5)」欄の金額を乗じて得た金額を記載してください。 なお、この欄に記載すべき所得金額に、1円未満の端数があるときは、これを切り上げ(欠損金額の場合は切り捨て)てください。 また、算定した「(7)」欄の金額は、第6号様式別表5の「社会保険等に係る医療の所得」欄に移記してください。
課税所得金額 の計算		(8) 欄	上記「(1)－(7)」の金額を記載してください。
		(9) 欄	前10年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。
		(10) 欄	上記「(8)－(9)」の金額を記載してください。算定した(10)欄の金額は、第6号様式別表5の「所得金額再差引計」欄に移記してください。

3 「計算の基礎とする収入金額の計算書(付表)」の記載のしかた

「社会保険分の医療 収入金額」の各欄	<p>地方税法第72条の23第2項及び第3項(法人の事業税の課税標準の算定方法の特例)の社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付について収入計上した次の金額を各法律ごとに記載してください。</p> <p>ア 保険者からの収入金額 査定損益は、収入金額に加算又は減算してください。</p> <p>イ 被保険者が負担する一部負担金(家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費等に相当する部分を含みます。)</p> <p>ウ 社会保険各法に係る医療費を被保険者(医療費助成対象者を含む。)に代わって、群馬県等が支払った金額 なお、社会保険各法に基づく医療費でないものを公費により助成・負担するもの及び利子補給金・事務取扱手数料等はその他の収入金額になります。</p> <p>「社会保険分の医療収入金額」の各欄で「社会保険分の医療収入金額の窓口収入」及び「公費負担分のうち社会保険分の医療収入金額」は、空欄にそれぞれ別書きしてもかまいません。</p>
-----------------------	--

<p>「その他の収入金額」の各欄</p>	<p>当期分の医療保健業収入、営業外収益及び特別利益等の収入金額のうち、社会保険分の医療収入金額以外の収入金額を各収入科目ごとに記載します。この場合、次の点に留意してください。</p> <p>なお、印字されている項目にあてはまらないものがある場合は空欄を利用して記載してください。</p> <p>ア 利子等及び配当等の収入は、所得税額・利子割額を含んだ金額を記載してください。この場合、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない部分の金額は含みません。</p> <p>イ 次のものは、その他の収入に含みません。</p> <p>① 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入</p> <p>② 従業員の福利厚生としての経費にあてるため従業員から徴収している収入 （例1）従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 （例2）従業員のために設けた保育施設の利用料金</p> <p>③ 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 （例1）租税の還付金（還付加算金はその他の収入に含めます。） （例2）償却資産の売却収入金額等（ただし、取得価額を超えた部分は、その他の収入に含めます。）</p> <p>④ 税込経理の場合などで収入金額に消費税及び地方消費税が含まれている場合は、その消費税額（ただし、課税事業者に限ります。）</p> <p>ウ 付表の「その他の収入金額に含めるもの」及び「その他の収入金額に含めないもの」については、5～7ページの一覧表を参照してください。</p>
<p>「その他の事業の収入金額」欄</p>	<p>その他の事業の所得金額をこの計算書で計算する場合に、その他の事業の売上又は収入金額を記載してください。</p>
<p>その他留意事項</p>	<p>法人税別表四で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各科目ごとの計上方法に従い、収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。</p> <p>なお、法人税の修正申告又は更正・決定による加算又は減算された収入金額についても同様に計算してください。</p>

4 計算の基礎とする収入金額の計算書（付表）の記載上の留意点（取扱一覧表）

記載されていない収入科目の収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

（A）又は（B）欄の○印の項目を付表に計上してください。

（C）欄に該当するものは、付表に記載不要です。

なお、（D）欄は、付表とは別計算を行います。

収入科目	社会保険分の医療収入 (A)	その他の収入に含む (B)	その他の収入に含まない (C)	別計算 (D)
社会保険分の医療収入	○			
窓口現金収入	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
家族療養費（注1）	○			
公費負担分	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
保険等査定減	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
介護保険収入（注2）	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
労働者災害補償保険法の医療収入		○		
自動車損害賠償責任保険の医療収入		○		
公害健康被害補償法の医療収入		○		
自費診療収入		○		
健康診断・受託医療収入		○		
医療相談収入		○		
予防接種補助金・委託料		○		
救急医療協力金		○		
救急診療委託料		○		
休日準夜診療委託料		○		
その他の事業にかかる所得		○ (軽微なもの)		○
施設等利用料		○		
受取利息配当金		○		
有価証券売却益		○		○ (事業と認められるもの)
従業員給食収益		○ (実費を超えるもの)	○	
仕入値引			○	
保育料収入		○ (役員使用分)	○ (従業員使用分)	
社宅・寮収入		○ (役員へ賃貸分)	○ (従業員使用分)	

収入科目	社会保険分の医療収入 (A)	その他の収入に含む (B)	その他の収入に含まない (C)	別計算 (D)
水道光熱費等負担金		○ (役員使用分)	○ (従業員使用分)	
企業年金払戻金			○	
債務免除益			○	
現金過不足			○	
高齢者多数雇用奨励金等の奨励金		○		
各種補助金・助成金(注3)		○	○ (圧縮損等により収益反映しないもの)	
各種(旅行・忘年会)協賛金		○		
各種祝金・協力金等		○		
利子補給金・事務取扱手数料		○		
特 菜 料 収 入		○		
付添人食事代収入		○		
自動販売機収入		○		
看護学院収入		○ (区分経理できないもの)		
歯ブラシ・おむつ等販売収入		○		
印紙等販売収入		○	○ (販売差益の生じないもの)	
販売手数料		○		
収容に伴う諸収入		○		
診療機械購入補助金		○ (圧縮損等の部分を除く)		
償却資産売却益		○ (取得価格を超える部分)	○	
土地譲渡益等				○
贈与・寄付金・受贈益		○ (軽微なもの)		○
各種引当金及び準備金			○	
租税の還付金			○	
租税の還付加算金		○		

収入科目		社会保険分の医療収入 (A)	その他の収入に含む (B)	その他の収入に含まない (C)	別計算 (D)
保険解約・満期返戻金	積立型保険		○ (資産計上保険料額を超える部分)	○ (資産計上保険料額を超えない部分)	
	掛け捨て型保険			○	
保険等の配当金	積立型保険		○ (収益計上した場合)	○ (資産計上保険料分を控除した場合)	
	掛け捨て型保険			○	
生命保険金	積立型保険		○ (資産計上保険料額を超える部分)	○ (資産計上保険料額を超えない部分)	
	掛け捨て型保険		○		
火災保険金			○	○ (圧縮損等により収益反映しないもの)	
火災保険金以外の損害保険金			○		

- (注1) 特定医療費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の取扱いです。
- (注2) 介護保険収入に関しては後掲「介護保険に関する法人の事業税の取扱いについて」を参照してください。
- (注3) 各種補助金・助成金については、圧縮損等により収益反映しないものを除き「その他の収入」の取扱いとなります。(新型コロナウイルス感染症関連の補助金・助成金等についても、同様の取扱いとなります。)

* 「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法等の規定により損金算入が認められるもののうち、当期の確定申告等において圧縮損等を適用したものをいいます。

【ご注意ください】

特定健康診査・特定保健指導（いわゆるメタボ健診）の取扱いについて

平成20年4月1日からスタートしている特定健康診査及び特定保健指導（いわゆるメタボ健診）に係る収入については、健康保険組合等に当該健診が義務付けられていますが、他の健康診断と同様、「その他の収入」の取扱いとなります。

介護保険に関する法人の事業税の取扱いについて

法人の事業税の非課税分を算定する（第3号様式にて所得金額の計算を行う）際に、介護保険に関して支払を受けた金額（被保険者が負担する額を含む）の取扱いは、基本的に下記のとおりです。

1 居宅介護サービス又は介護予防サービス

社会 保険 分の 医療 収入 (A)	訪問看護	看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う	医療系 居宅 サービス
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う	
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う	
	通所リハビリテーション	介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う	
	短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う	
その 他の 収入 に 含む (B)	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーや介護福祉士等が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行う	福祉系 居宅 サービス
	訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車で居宅を訪問し、入浴の介護を行う	
	通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等に通わせ、入浴及び食事の提供その他の日常生活上の世話並びに機能訓練を行う	
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	老人短期入所施設等に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う	
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）に入所している要介護者等について、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う	
	福祉用具貸与	居宅要介護者等に対し、車いすや特殊ベッドなどの福祉用具の貸与を行う	

2 地域密着型介護サービス又は地域密着型介護予防サービス

その 他の 収入 に 含む (B)	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う	福祉系 居宅サ ービス
	夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活が送れるよう、利用者の要望に応じ、ヘルパーが定期的な巡回を行うほか、通報システムによる対応を行う	
	認知症対応型通所介護 (認知症専用デイサービス)	認知症ではあるが、比較的自立している利用者について、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行う	
	小規模多機能型居宅介護	利用者の様態や家族の事情が変わっても、住み慣れた地域で介護が受けられるよう、一つの拠点で通所介護(デイサービス)を中心に、訪問介護、ショートステイを組み合わせる介護を行う	
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症で介護を必要とする利用者が共同生活をする環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受け、それぞれの能力に応じ自立した日常生活を送ることを目的に行う	
	地域密着型特定施設入居者 生活介護	定員30人未満の有料老人ホームに入所している利用者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上及び療養上の世話、機能訓練を行い、利用者の能力に応じ、自立した日常生活を送ることを目的に行う	
	地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	小規模の特別養護老人ホーム。常に介護が必要な要介護者に食事、排泄、入浴など生活全般の介護を行う	
	複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせる「複合型事業所」において、看護と介護サービスの一体的な提供を行う	

3 施設介護サービス

社会 保険 分の 医療 収入 (A)	介護保健施設サービス	介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う
	介護医療院サービス	介護医療院に入所する要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に行う
	介護療養施設サービス	介護療養型医療施設の療養病床等に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行う
その 他の 収入 に 含む (B)	介護福祉施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う
	介護老人保健施設及び介護療養型医療施設における利用者負担金のうち、理美容代、日用品費、教養娯楽のための経費等、日常生活に要する費用及び室料差額等	

4 その他のサービス

その 他の 収入 に 含む (B)	居宅介護支援 介護予防支援 (ケアマネジメントサービス)	居宅要介護者等が、必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、おかれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、居宅サービスプラン（ケアプラン）を作成するとともに、当該サービス等の提供が確保されるよう、介護サービス提供機関等との連絡調整その他の便宜の提供を行う
	特定福祉用具販売	排せつや入浴のための特定の福祉用具を購入した場合の購入費を支給
	市町村特別給付（紙おむつの支給、外出介助、移送サービス他）、保健福祉事業（介護者のリフレッシュ事業、介護予防教室他）、地域支援事業（介護予防ケアマネジメント他）	

【ご注意ください】

介護保険法改正に伴う居住費・食費等の取扱いについて

介護保険法の改正により平成17年10月利用分から「居住費」や「食費」等が介護保険給付の対象外になりました。

平成17年9月利用分までは「社会保険分の医療収入」であった次の費用は、平成17年10月利用分から「その他の収入」に取扱いが変わっています。御注意ください。

- ・老人保健施設、介護療養型医療施設の居住費、食費
- ・短期入所療養介護の滞在費、食費
- ・通所リハビリテーションの食事

なお、所得の低い利用者の居住費、滞在費及び食費については、その負担限度額と基準費用額との差額が新たに介護保険給付対象となった「特定入所者介護サービス費」として給付されますが、この特定入所者介護サービス費は「その他の収入」に含まれます。

医療法人等に係る所得金額の計算書 (本表)

事業 年度	・ ・ から ・ ・ まで	法人名	
総所得金額		(1)	
医療保健業とその他の事業とを あわせて行う場合又は土地譲渡 益等がある場合の所得の区分	医療保健業の所得金額	(2)	
	その他の事業の所得金額	(3)	
	土地譲渡益等	(4)	
社会保険分の 所得の計算	社会保険分の 医療収入金額 (付表(ア)欄の額)	(5)	
	医療保健業の 総収入金額 (付表(イ)欄の額)	(6)	
	社会保険分の所得金額 $((1) \times (5) / (6) \text{ 又は } (2) \times (5) / (6))$	(7)	
課税所得金額 の計算	当期分の所得金額 $((1) - (7))$	(8)	
	前10年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額	(9)	
	課税標準となる所得金額 $((8) - (9))$	(10)	

計算の基礎とする収入金額の計算書 (付表)

社会保険分の 医療収入金額	健康保険法		その他の 収入金額	労働者災害補償保険法		
	国民健康保険法			自費診療収入		
	高齢者の医療の確保に関する 法律			利子補給金・事務取扱手数料等		
	船員保険法			健康診断、予防注射等受託医療 収入		
	国家公務員共済組合法			その他の医療収入		
	防衛省の職員の給与等に関する 法律			入院料、ベッド代差額収入		
	地方公務員等共済組合法			患者、付添人食事代収入		
	私立学校教職員共済法			健康診断等証明収入		
	戦傷病者特別援護法			生産品等販売収入		
	母子保健法			受託技工、検査料等収入		
	児童福祉法			嘱託収入		
	原子爆弾被爆者に対する援護 に関する法律			利子等及び配当等収入		
	生活保護法			電話、電気、ガス、寝具等使用料収入		
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律			不用品売却収入		
	精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律			介護保険法		
	麻薬及び向精神薬取締法					
	感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律			その他の付随収入		
	心身喪失等の状態で重大な他害行為を行っ た者の医療及び観察等に関する法律			計 (イ)		
	介護保険法			その他の事業 の収入金額 この欄は、その 他の事業の収入 金額を医療保健 業の所得に含め て計算する場合 のみ記入します。	商品販売収入	
	障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律				物品貸付収入	
難病の患者等に対する医療等 に関する法律			計 (ウ)			
計 (本表の(5)欄へ) (7)		医療保健業の総収入金額 $(7) + (イ) + (ウ)$ (本表の(6)欄へ) (エ)				